

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南 短期入所生活介護(多床室)

R8.8～

1. 基本料金

(単価:円)

単価 負担割合	併設型短期入所生活介護費Ⅱ				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	603	672	745	815	884
1割負担	603	672	745	815	884
2割負担	1,206	1,344	1,490	1,630	1,768
3割負担	1,809	2,016	2,235	2,445	2,652

単価 負担割合	併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅱ	
	要支援1	要支援2
基本単価	451	561
1割負担	451	561
2割負担	902	1,122
3割負担	1,353	1,683

2. 加算料金

※全員対象の加算は○

加算項目			基本 単位	利用者負担額			算定回数等
				1割負担	2割負担	3割負担	
○	1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	22	44	66	1日につき
○	2	看護体制加算(Ⅰ)※介護予防を除く	4	4	8	12	1日につき
○	3	看護体制加算(Ⅱ)※介護予防を除く	8	8	16	24	1日につき
○	4	夜勤職員配置加算(Ⅲ) ※介護予防を除く	15	15	30	45	1日につき
○	5	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	100	200	300	1月につき
○	6	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口)	所定単 位数の 17.6%	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
	7	送迎加算	184	184	368	552	1回につき
	8	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	8	12	1日につき
	9	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200	200	400	600	1日につき
	10	若年性認知症利用者受入加算	120	120	240	360	1日につき
	11	看取り連携体制加算	64	64	128	192	1日につき
	12	長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合 ※介護予防を除く	△30	△30	△60	△90	1日につき減算
	13	緊急短期入所受入加算 ※介護予防を除く	90	90	180	270	1日につき
	14	医療連携強化加算 ※介護予防を除く	58	58	116	174	1日につき

3. 日常生活費(介護保険外)

項目	利用料金	内容
おやつ代		1日100円
クラブ活動材料費		参加クラブにより異なる
理美容料金	2,000円	予約制のため、あらかじめ申込みが必要
電気代		1日使用量100円 携帯電話の充電は無料
複写物の交付		コピー代:B5～A3サイズ 1枚10円
切手代		郵便料金により異なる

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南 短期入所生活介護(多床室)

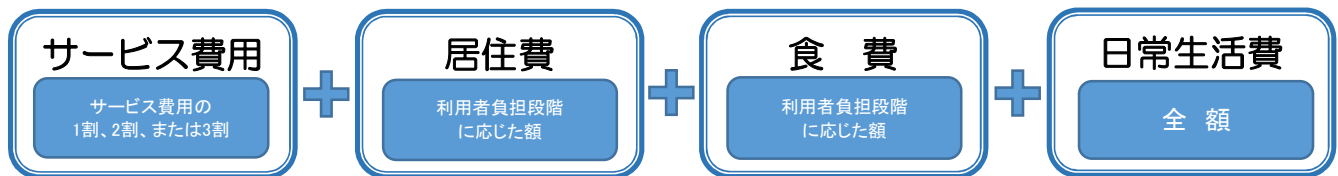
R8.8～

4. 居住費・食費について

利用者負担段階	食事の負担額(円/日)	居住費(円/日)
第1段階	300	0
第2段階	600	430
第3段階①	1,030	430
第3段階②	1,360	530
第4段階	1,545	915

※食費、居住費については、介護保険負担限度額認定が適用されます。

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が80万円以下の人
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が120万円超の人
第4段階	上記以外の方



5. 各種加算説明

- サービス提供体制強化加算は、基準に適合しているものとして和歌山県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合に算定します。
- 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。喀痰吸引等の行為を実施できる職員を毎日配置できることにより算定します。
- 介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価。
- 介護職員等処遇改善加算は、介護職員、看護職員、ケアマネジャー、生活相談員、事務職員など介護従事者全体の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所生活介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
- 看取り期の利用者に対するサービス提供体制の強化を図る観点から、レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に評価
- 連続して30日を超えて当事業所に入所された場合、連続30日を超えた日から1日につき減算されます。
- 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合に、7日間を限度として算定します。また、利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日間を限度とします。

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南 短期入所生活介護(多床室)

R8.8～

医療連携強化加算は、急変の予想や早期発見のため看護職員による定期的な巡視や主治医と連絡がとれない場合等における対応の取り決めを事前に行っている場合に、厚生労働大臣が定める状態に適合する利用者に対して算定します。厚生労働大臣が定める状態とは次のとおりです。

- 14
- イ 喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器をしようしている状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人工腎臓を実施している状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 人口膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
 - リ 気管切開が行われている状態

ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい

事業所番号【3072100203】

社会福祉法人 同仁会

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南

〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口150番地1

TEL 代表(0738)42-8100 FAX (0738)42-0500